平成２５年（フ）第２０２号
奈良県桜井市大字金屋315番地の７
債務者　渡邊　堯子
１　決定年月日時　平成25年８月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２５８号
奈良市奈保町20番２号
債務者　中尾　順子
１　決定年月日時　平成25年８月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２６２号
奈良市三碓６丁目９番43―202号
債務者　五十嵐未菜
１　決定年月日時　平成25年８月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２６９号
奈良県生駒郡斑鳩町興留７丁目７番７号
債務者　オダ佐千子（旧姓宮木・福住）
１　決定年月日時　平成25年８月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１９８号
宮崎市佐土原町下田島11566番地２　サンシティＢ―103号
債務者　西尾　章子
１　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２１８号
宮崎市吉村町曽師中甲3063番地２
債務者　内野　雄次
１　決定年月日時　平成25年８月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２１９号
宮崎市吉村町曽師中甲3063番地２
債務者　内野　悦子
１　決定年月日時　平成25年８月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２４号
宮崎市大塚台西３丁目１番地１　市営住宅118棟４号
債務者　鳥浦　兼行
１　決定年月日時　平成25年８月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２８号
宮崎市花山手東１丁目11番地13　ステージア花山手102号
債務者　岩元　　彩
１　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５１号
岩手県北上市九年橋３丁目８番13号　コーポ石川105号、前住所岩手県盛岡市大沢川原２丁目６番11―407号
債務者　佐々木祥江
１　決定年月日時　平成25年８月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１２５号
富山市豊島町２番24号　県営住宅１棟305号
債務者　矢後　博司
１　決定年月日時　平成25年８月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７号
京都府京丹後市丹後町大山1388番地の１
債務者　平井　正司
１　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第２０９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘11丁目３番19号、申立時の住所大阪府箕面市半町４丁目２番22―302号
債務者　田端こと　金　　政次
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１６号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目２番８号
債務者　佐竹　恭子
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５２号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目20番３号
債務者　水沢フヂヱ
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５３号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目32番２―702号
債務者　山本　真也
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５号
福井県以下不詳、住民票上の住所福井県敦賀市野坂30号10番地の７
債務者　金津　正子
１　決定年月日時　平成25年８月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
福井地方裁判所敦賀支部